

大型グループ 生命共済制度の ご案内

団体定期保険

効力発生日

2019年6月1日

近畿医療協同組合連合会

- 大阪府医師協同組合
- 京都府保健事業協同組合
- 神戸医師協同組合
- 滋賀県医師協同組合
- 奈良県医師協同組合
- 和歌山県医師協同組合

追加募集は
こちら
です！

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。
- 追加募集時に加入される場合は、毎月の申込締切日までに事務局へ「申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社(*)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。
- (*) 共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。
- 申込締切日：申込締切日は裏表紙に記載の協同組合にご確認ください。

大型グループ生命共済制度のメリット

- 1 団体保険としての割引が適用され、お手頃な掛金で万一の場合の保障を準備できます。
- 2 保険期間は1年で、毎年保障の見直しができます。
ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 3 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお受取りになれます。
(脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。)

意向 確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

チェック
欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

◆保障額と掛金

対 象			本 人						配 偶 者	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)			8,000 万円	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
保険年齢										
月払掛金(概算)	15歳～35歳 (配偶者は 16歳～35歳)	男性	7,040 円	6,160 円	5,280 円	4,400 円	3,520 円	2,640 円	1,760 円	880 円
		女性	4,320 円	3,780 円	3,240 円	2,700 円	2,160 円	1,620 円	1,080 円	540 円
	36歳～40歳	男性	9,120 円	7,980 円	6,840 円	5,700 円	4,560 円	3,420 円	2,280 円	1,140 円
		女性	7,600 円	6,650 円	5,700 円	4,750 円	3,800 円	2,850 円	1,900 円	950 円
	41歳～45歳	男性	12,560 円	10,990 円	9,420 円	7,850 円	6,280 円	4,710 円	3,140 円	1,570 円
		女性	9,440 円	8,260 円	7,080 円	5,900 円	4,720 円	3,540 円	2,360 円	1,180 円
	46歳～50歳	男性	18,240 円	15,960 円	13,680 円	11,400 円	9,120 円	6,840 円	4,560 円	2,280 円
		女性	13,600 円	11,900 円	10,200 円	8,500 円	6,800 円	5,100 円	3,400 円	1,700 円
	51歳～55歳	男性	26,800 円	23,450 円	20,100 円	16,750 円	13,400 円	10,050 円	6,700 円	3,350 円
		女性	18,560 円	16,240 円	13,920 円	11,600 円	9,280 円	6,960 円	4,640 円	2,320 円
	56歳～60歳	男性	38,960 円	34,090 円	29,220 円	24,350 円	19,480 円	14,610 円	9,740 円	4,870 円
		女性	23,680 円	20,720 円	17,760 円	14,800 円	11,840 円	8,880 円	5,920 円	2,960 円
	(注1)(注2)(※)	男性	—	52,430 円	44,940 円	37,450 円	29,960 円	22,470 円	14,980 円	7,490 円
	61歳～65歳	女性	—	27,650 円	23,700 円	19,750 円	15,800 円	11,850 円	7,900 円	3,950 円
(注1)(注2)	男性	—	—	66,840 円	55,700 円	44,560 円	33,420 円	22,280 円	11,140 円	
66歳～70歳	女性	—	—	32,100 円	26,750 円	21,400 円	16,050 円	10,700 円	5,350 円	

対 象			本 人(継続)		配偶者(継続)(注7)		
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)			3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円
保険年齢							
月払掛金（概算）	(注3)(注4) 71歳	男性	43,800 円	36,500 円	29,200 円	21,900 円	14,600 円
		女性	21,360 円	17,800 円	14,240 円	10,680 円	7,120 円
	72歳	男性	48,480 円	40,400 円	32,320 円	24,240 円	16,160 円
		女性	23,820 円	19,850 円	15,880 円	11,910 円	7,940 円
	73歳	男性	53,910 円	44,925 円	35,940 円	26,955 円	17,970 円
		女性	26,700 円	22,250 円	17,800 円	13,350 円	8,900 円
	74歳	男性	60,210 円	50,175 円	40,140 円	30,105 円	20,070 円
		女性	29,880 円	24,900 円	19,920 円	14,940 円	9,960 円
	75歳	男性	67,650 円	56,375 円	45,100 円	33,825 円	22,550 円
		女性	33,330 円	27,775 円	22,220 円	16,665 円	11,110 円
	(注5)(注6) 76歳	男性	—	—	—	—	25,470 円
		女性	—	—	—	—	12,410 円
	77歳	男性	—	—	—	—	28,920 円
		女性	—	—	—	—	13,930 円
	78歳	男性	—	—	—	—	32,990 円
		女性	—	—	—	—	15,770 円
	79歳	男性	—	—	—	—	37,690 円
		女性	—	—	—	—	17,990 円
	80歳	男性	—	—	—	—	43,000 円
		女性	—	—	—	—	20,650 円

◇上記以外の掛金につきましては、神戸医師協同組合へご照会ください。

【配偶者の方の保障額について】

- (注4) 効力発生日に本人が71歳になられる方で、本人が以下の金額へ自動減額される場合は、同じく配偶者も自動的に減額されます
・1,000万円以上3,000万円未満にご加入の場合
→1,000万円が上限です
・3,000万円以上4,000万円未満にご加入の場合
→1,500万円が上限です
- (注6) 継続される場合、76歳以上は1,000万円が上限です
1,000万円以上にご加入の場合、または本人が76歳になり1,000万円が上限となった場合、自動的に減額されます
- (注7) 配偶者の保障額1,500万円は減額する場合にのみご加入できます

- 左記の《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成31年6月1日)から適用します。追加募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は神戸医師協同組合までご照会ください。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 左記の《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 左記に記載の掛金は、確定掛金を含め、平成31年1月16日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)
- 掛金は、各位の銀行口座から自動振替により控除し、厚生会口座に払込みます。振替日については協同組合にご確認ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は更新時または追加募集時の効力発生日現在の年齢です。
- 《本 人》 一般社団法人日本医師厚生会の会員（医師に限ります。）の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》 上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢16歳0カ月以上70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
- 《こども》 上記本人の扶養することも（＊）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
- （＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

<ご加入および継続加入にあたっての注意>

- 一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり年齢80歳6カ月まで、同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
(こどもは年齢22歳6カ月まで)
すでに加入されている方は文書によるお申し出がなければ以後、原則自動的に更新継続されます。ただし、更新継続する場合は年齢80歳6カ月までとします。年齢制限による保険金額の減額につきましては自動的に減額されるものとします。
また年齢60歳6カ月超で新規加入される場合は、保障額が異なります。1ページに記載の【新規加入される場合の保障額】をご参照ください。詳細は事務局までお問合せください。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- 新規加入は保障額1,000万円以上となります。保障額500万円は、本人・配偶者ともに継続加入の場合のみです。
- こどもの保障額は、一律300万円です。
- 配偶者のご加入時の保障額は、2,000万円・1,000万円、継続加入の場合は2,000万円・1,500万円（※）・1,000万円となります。ただし、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
(※) 配偶者の保障額1,500万円は減額する場合にのみご加入できます。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- 会員（医師に限ります。）が一般社団法人日本医師厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成32年5月31日までです。
以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。(減額・脱退につきましては、原則年1回(更新時)のみの取り扱いとなります。)

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金払込された期間の末日です。（例えば、3月5日に脱退手続きされた場合、3月分掛金をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

税務上のお取扱い

◎掛金

〔掛金個人負担の場合〕

- 主契約および子ども特約の実質掛金（掛金から配当金を控除した金額）は、一般の生命保険料控除の対象です。
 - ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
 - ※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当大型グループ生命共済制度以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当大型グループ生命共済制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〔掛金法人負担の場合〕

- 会員のために法人（当該医療法人）が負担した掛金は、原則として全額損金に算入でき、その掛金は会員の所得税の課税対象ではありません。（ただし、役員その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、当該掛金の額は、当該役員または使用人に対する給与となります。）

◎保険金

●死亡保険金

<本人>

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者・子ども>

本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。本人（主たる被保険者）以外が受取人の場合、死亡保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、平成30年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
 - ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、ご指定いただいた方となります。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 死亡保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に被保険者の遺族の了解が必要です。

保険金の支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金をお支払いしない場合等（詳細）

ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（※1）のお申込みに際し特にご注意ください。

- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意。
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（※2）

- 引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の故意。
 - ・保険契約者の故意。
 - ・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（※2）
 - （※1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
 - （※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合に限ります。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般社団法人日本医師厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成30年10月24日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】	日本生命保険相互会社（32.0%）（事務幹事会社） 住友生命保険相互会社（18.0%） 第一生命保険株式会社（15.5%） 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（11.0%） メットライフ生命保険株式会社（11.0%） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社（8.0%） 三井住友海上あいおい生命保険株式会社（2.5%） 大同生命保険株式会社（2.0%）
----------	---

制度内容の変更

- 一般社団法人日本医師厚生会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先） 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

【個人情報の取扱いに関する一般社団法人日本医師厚生会と引受保険会社からのお知らせ】

- この保険契約は、一般社団法人日本医師厚生会（以下、厚生会といいます。）を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、厚生会は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、厚生会がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。厚生会は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、厚生会および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き厚生会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記
当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

元号の表記
当パンフレットでは、作成時点で新元号が未定のため、「平成」で表記しています。

お申込み方法

●お申込み手続き

- ・新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を事務局へご提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記載し、本人との続柄が「その他（9）」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。（必要書類の詳細については、協同組合にご確認ください。）
- ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- ・その他内容の変更がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。脱退をご希望の方は、下記協同組合までご連絡ください。
内容に変更のない方は従来の加入内容または年齢による保障額の上限で継続されますので、ご提出いただく書類はありません。
- ・必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

【ご相談窓口等】

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。）

<一般社団法人日本医師厚生会お問合せ先>

神戸医師協同組合 TEL：078-241-8992

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課 TEL：0120-982-515

※お問合せの際には、記号証券番号（932-5318）をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。）】

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。